

(自動車型式指定規則の一部改正)

第二条 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第七十五条第五項」を「第七十五条第七項」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(法第七十五条第五項の国土交通省令で定める自動車)

第八条の二 法第七十五条第五項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 検査対象軽自動車
- 二 二輪の小型自動車

(自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正)

第三条 自動車損害賠償保障法施行規則(昭和三十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「第九条第三項」を「第九条第六項」に改める。

第一条の四を第一条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(保険会社に対する委託)

第一条の七 自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号。以下「令」という。)

第一条の保険会社に対する委託は、当該委託をする者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、登録を受けたことがない自動車について道路運送車両法第七条第一項の申請を行うこととしている場合限り、行うことができる。

第一条の三を第一条の五とし、第一条の二の次に次の二条を加える。

(電磁的方法)

第一条の三 法第九条第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(登録情報処理機関に対する照会)

第一条の四 法第九条第四項の照会は、同条第二項の規定により登録情報処理機関に提供された自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項について、電磁的方法により行うものとする。

2 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について当該行政庁に対し通知しなければならない。

第二条中「自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第八条中「第一条の三」を「第一条の五」に改める。

第一号様式の二中「第一号の三」を「第一号の五」に改める。

(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第四条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第九十四条の五第二項」を「第九十四条の五第四項」に改める。

第八条第一項中「第九十四条の五第二項前段」を「第九十四条の五第四項前段」に、「第九十四条の五の二第二項」を「第九十四条の五の二第三項」に改め、同条第二項中「第九十四条の五第二項後段」を「第九十四条の五第四項後段」に改め、同条第三項中「同条第二項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第九条第一項中「第九十四条の五第二項」を「第九十四条の五第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(法第九十四条の五第二項の国土交通省令で定める自動車)

第九条の二 法第九十四条の五第二項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 登録を受けたことがある自動車
- 二 検査対象軽自動車
- 三 二輪の小型自動車

(法第九十四条の五の二第二項の国土交通省令で定める自動車)

第九条の三 法第九十四条の五の二第二項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 登録を受けたことがある自動車
- 二 検査対象軽自動車
- 三 二輪の小型自動車

(自動車登録規則の一部改正)

第五条 自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の十三を第六条の十五とし、第六条の十二を第六条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

(移転登録の原因を証する書面)

第六条の十四 自動車の移転登録を申請する場合において、自動車の譲渡が登録の原因であるときは、令第十四条第一項第一号の登録の原因を証する書面は、譲渡証明書とする。

第六条の十一を第六条の十二とし、第六条の十を第六条の十一とする。

第六条の九中「第六条の三」を「第六条の四」に改め、同条を第六条の十とする。

第六条の八を第六条の九とする。

第六条の七中「第六条の三」を「第六条の四」に改め、同条を第六条の八とする。

第六条の六を第六条の七とし、第六条の二から第六条の五までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

(登録情報処理機関に対する照会)

第六条の二 法第七条第五項の照会は、同条第四項各号に掲げる規定に規定する事項について、電磁的方法により行うものとする。

2 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

第二十二条中「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正)

第六条 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。